

県南広域振興局長告示第141号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成28年10月21日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1 (1) 名称 北上市煤孫特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 北上市地内の主要地方道花巻衣川線と市道第6001016号線との交点を起点とし、起点から主要地方道花巻衣川線を北に進み市道第6013334号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道第6001015号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道第6001016号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2 (1) 名称 北上市後藤野特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 北上市地内の一般県道後藤野野中線と後藤野幹線排水路との交点を起点とし、起点から一般県道後藤野野中線を北西に進み市道第6013181号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道第6013171号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み後藤野幹線排水路との交点に至り、同点から同排水路を南西（下流）に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3 (1) 名称 遠野市上綾織特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 遠野市上綾織地内の電話ケーブル線遠野・宮守間ケーブルL9-6号柱からL11-12号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域
- (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 4 (1) 名称 遠野市鱒沢特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 遠野市宮守町下鱒沢地内の電話ケーブル線沢目線48号柱から沢目線17号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域
- (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 5 (1) 名称 奥州市江刺区玉里下川辺特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 奥州市地内の電話ケーブル線江刺・米里間市外ケーブル117号支柱から166号支柱までのケーブル線の両側50メートルの区域
- (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 6 (1) 名称 奥州市江刺区玉里中野特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 奥州市地内の電話ケーブル線江刺・広瀬間市外ケーブル84号支柱から133号支柱までのケーブル線の両側50メートルの区域
- (3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 7 (1) 名称 奥州市江刺区苗代沢特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 奥州市地内の国道456号と市道向野線との交点を起点とし、起点から国道456号を北に進み市道白岩第1線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道上苗代沢中央線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道上苗代沢南中央

線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み一般県道岩明岩谷堂線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進み市道苗代沢南循環線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道蔵内線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道山館山居線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道原体線との交点に至り、同点から同市道を西に進み農道五位塚線との交点に至り、同点から同農道を南に進み市道向野線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

8(1) 名称 一関市大東町曾慶特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 一関市大東町曾慶地内「光千一 $\text{大}7\text{FT}1/\text{H}5$ 」号柱の電話ケーブル線から曾慶線16号柱までのケーブル線及び「菖蒲沢18 $\text{H}5$ 」号柱の電話ケーブル線から「菖蒲沢11 $\text{RA}1/\text{H}24$ 」号柱を経由し「菖蒲沢11 $\text{RA}1/\text{H}1$ 」号柱周辺の電話ケーブル線までの両側50メートルの区域

(3) 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器